

# 令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務 仕様書

## 1 総 則

本業務は、契約書並びに本仕様書に従い実施するものとする。

## 2 目 的

県立矢田自然公園（以下「矢田山遊びの森」という。）は、都市近郊にありながら約 80 種類の樹木、600 種を超える植物や、小動物、野鳥、昆虫なども多く生息するなど「自然の宝庫」であり、ハイキングやバードウォッチング、トレイルランなどの運動、学校の課外活動など、豊かな自然を求めて様々な人が来訪している。

本業務は、「矢田山遊びの森子ども交流館」を拠点として、「矢田山遊びの森」内に生息する多様な動植物についての季節ごとの情報発信、利用者の満足度向上に向けた取組、園内で活動している各種団体との連携や自然環境保全に向けた利用者への周知・啓発等を通して、「矢田山遊びの森」の利用促進及び自然環境の保全を図ることを目的とする。

## 3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（長期継続契約）

※現行の委託業務が令和7年3月31日まで継続予定であることから、それまでの間に、委託事業者は委託業務を履行するための移行期間として必要な対応を行うこと。

## 4 履行場所

### (1) 対象施設及び区域

矢田山遊びの森子ども交流館・料理体験館及び矢田山遊びの森  
（県立矢田自然公園県有地）

### (2) 所在地

奈良県大和郡山市矢田町 2070（矢田山遊びの森子ども交流館）  
奈良県奈良市・大和郡山市・生駒市（矢田山遊びの森）

## 5 業務の具体的内容

快適で地域に根ざした自然公園を目指して、以下に掲げる各業務については、受注者は当該年度の終了時に当該年度の事業実績をとりまとめ、次年度の事業実施に向けた改善策について県と協議し、その結果を踏まえて遂行していくこと。

### (1) 矢田山遊びの森の利用促進

- ① 樹木、草花等の開花状況、見どころ、注意すべき情報等を把握し、幅広く利用者への情報発信に努める。併せて、草花の採取及び踏み荒らし防止等の注意喚起に努めること。
- ② 来訪者に満足してもらえるための効果的な取組を行うこと。

### (2) 矢田山遊びの森の自然環境保全

- ① 自然環境保全の現状や課題などを利用者へ周知・啓発するため、環境学習の実施及び実施者への支援、企画相談に対する調整等、効果的な取組を行うこと。
- ② 園内で活動している各種団体等の活動内容を把握し、必要な活動支援や奈良県との連絡調整を行うこと。なお、現在活動している団体は【別紙1】の通り。

### (3) 各施設の受付案内、利用指導等

- ① 矢田山遊びの森内の各施設の使用届等の受付及び電話対応。
  - ・子ども交流館開館時間：午前9時～午後4時30分
  - ・子ども交流館の休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）  
及び年末年始（12月27日から1月5日まで）

(矢田山遊びの森子ども交流館に駐在する職員の配置)

- 矢田山遊びの森は動植物の宝庫であり、都市近郊の自然公園として、動植物の活動や季節毎の風景などの見どころについて、時宜を得た情報提供を求めるニーズが高い。
- このため、豊富な経験を持つ職員を配置し、来園者に対して、時機を逸せず、以下の業務を的確に実施すること。
  - 矢田山遊びの森に関する自然等のレクチャー
  - 展示物の開設や矢田山遊びの森に関する自然等の紹介
  - 季節、時期に応じた矢田山遊びの森に関する情報発信
  - 生物多様性の保全を目指した希少動植物の情報提供
  - ハイキングルートの利用案内及び危険情報の周知
  - 環境学習プログラム、森林ボランティア活動等、園内で行われている多様な利用や活動の紹介
  - 夏季の熱中症予防の注意喚起や AED(自動体外式除細動器)の配備等の周知

(留意事項)

- 配置日は開館日とし、職員は1人以上配置する計画とすること。
  - 配置時間は、原則午前9時から午後4時30分とする(休憩時間45分を含む)。ただし、利用の都合や、来館者対応等やむを得ない場合は変更できる。
  - 工作体験などの実施時には、参加者の安全を確保し、原則として、刃物などの使用はしないこと。
  - 各種体験に必要な材料費等については、材料費相当分について参加者から徴収してもよい。なお、その場合は現金出納簿などの帳簿を作成・保管すること。
- ② 森の情報館の運営及び図書整理
- 矢田山遊びの森子ども交流館内にある森の情報館を良好に運営し、利用者の利便に供すること。また、昆虫等の標本、展示及びそれら資料の維持管理を行う。
  - 新たに展示物を受け入れる場合は、その展示物の取り扱いについて、提供者と十分協議のうえ、監督職員に報告すること。
  - 図書は、図書整理簿に分類記載し、管理すること。
- ③ 矢田山遊びの森子ども交流館・料理体験館の施設及び物品の管理
- ④ 利用についての適正な指導及び危険防止等
- 利用についての適正な案内を行う。また、利用者に危険を及ぼすと予想される箇所や注意標識等の補修・新設の必要がある場合は、可能な範囲で応急処理を行い、県に報告する。

(4) 矢田山遊びの森の管理

- ① 利用者への適切な案内が可能となるよう、週3日程度、県有地内の情報収集を主な目的とした巡回を行い、併せて、ゴミの不法投棄及び利用者の危険防止を図る。また、必要な情報を県に報告すること。
- ② 施設機能を維持管理していくため、以下の作業を年間1回行い、案内業務に活かすと共に県へ情報提供を行うこと。
- 境界及び境界標の現況確認
- 矢田山遊びの森は、面積約300haの自然公園であり、土地は奈良県が保有している。県有地の境界(延長の総延長は約40km)には境界杭が2150本程度設置されているが、植物が繁茂している場合や杭が無くなっている箇所等が見受けられる。については、本業務の中で、境界杭の現況確認を行う。詳細は以下による。
- 境界線の植物が繁茂し、利用者への支障となる、或いは隣接地に損害を与えらるる部分について、幅2mの刈り払いを行う。
  - 境界標について、適正な状態で存在しているか否かを確認し、境界標確認簿及び地形図(1/5,000)と照合し、明示されていることを確認する。境界杭がなくなっている場

合は仮杭を設置する。また、境界標確認状況は、県の求めに応じて提示できるよう整理する。

- 企画提案書の中で年間の作業日数を提案するものとする。なお、提案内容については「実施体制」の項目で評価する。なお、過年度の作業実施日数、確認した杭の本数は以下の通りである。

＜参考＞過年度の実施日数

年度	境界標確認作業の実施日数、確認した杭の本数
令和4年度	6日 およそ 250 箇所の境界杭確認
令和5年度	5日 およそ 250 箇所の境界杭確認
令和6年度	作業実施中

※令和4年度～6年度の境界確認の作業は、園内で活動している団体に委託している。

- ③ 一般の利用者が多い管理車道の利用に支障が起こらないよう以下の措置を行うこと。
- 沿道の草刈り  
管理車道及び主要な管理歩道について、利用に支障がないよう刈払いを年1回以上行う。（管理車道は両側2m幅、管理歩道は両側1m幅とする。）  
企画提案書の中で草刈りの実施回数や時期等について提案があれば、「利用促進」の項目で評価する。  
なお、草刈りの実施区間は【別紙2】示す通りである。（延長約9km）
  - 管理道の利用状況確認  
荒廃した路面を発見した場合、県事務所職員と協力して一般利用者の利用の妨げとならないよう、応急処理を行う。場合によっては、横断溝の清掃等を行い路面排水を促進する。

## 6 その他

### (1) 受注者の業務責任者

受注者は、この業務の履行にかかる業務責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届け出なければならない。業務責任者を変更した場合も同様とする。

### (2) 発注者の監督職員

奈良県は、この契約の履行に関し、指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めるときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更した場合も同様とする。

また、監督職員は、本仕様書に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- ・ 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- ・ 契約書の内容に関する受注者の質問に対する回答
- ・ 業務の処理状況の確認及び履行の確認

### (3) 業務計画

- ・ 契約締結後、速やかに業務計画書及び業務工程表を提出し、監督職員の承認を得ること。
- ・ 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関連するものについて監督職員の指示を受けること。

### (4) 業務管理

- ・ 安全対策を十分行い業務を進めること。
- ・ 業務に起因する事故、苦情等は、受注者の責任において解決するとともに発注者に報告すること。
- ・ 業務中、過失等により業務現場内外の工作物等の損傷、破損があった場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任負担において復旧すること。

### (5) 報告書作成

- ・ 提出書類 業務報告書、業務月報・日報、作成資料、業務実施状況写真
- ・ 提出部数 各1部

### (6) 安全対策

ボランティアスタッフを業務に従事させる際には、受注者の負担によりボランティア保険に加入すること。また有償で業務に従事させる際には、受注者の負担により雇用契約及び労災保険に加入すること。

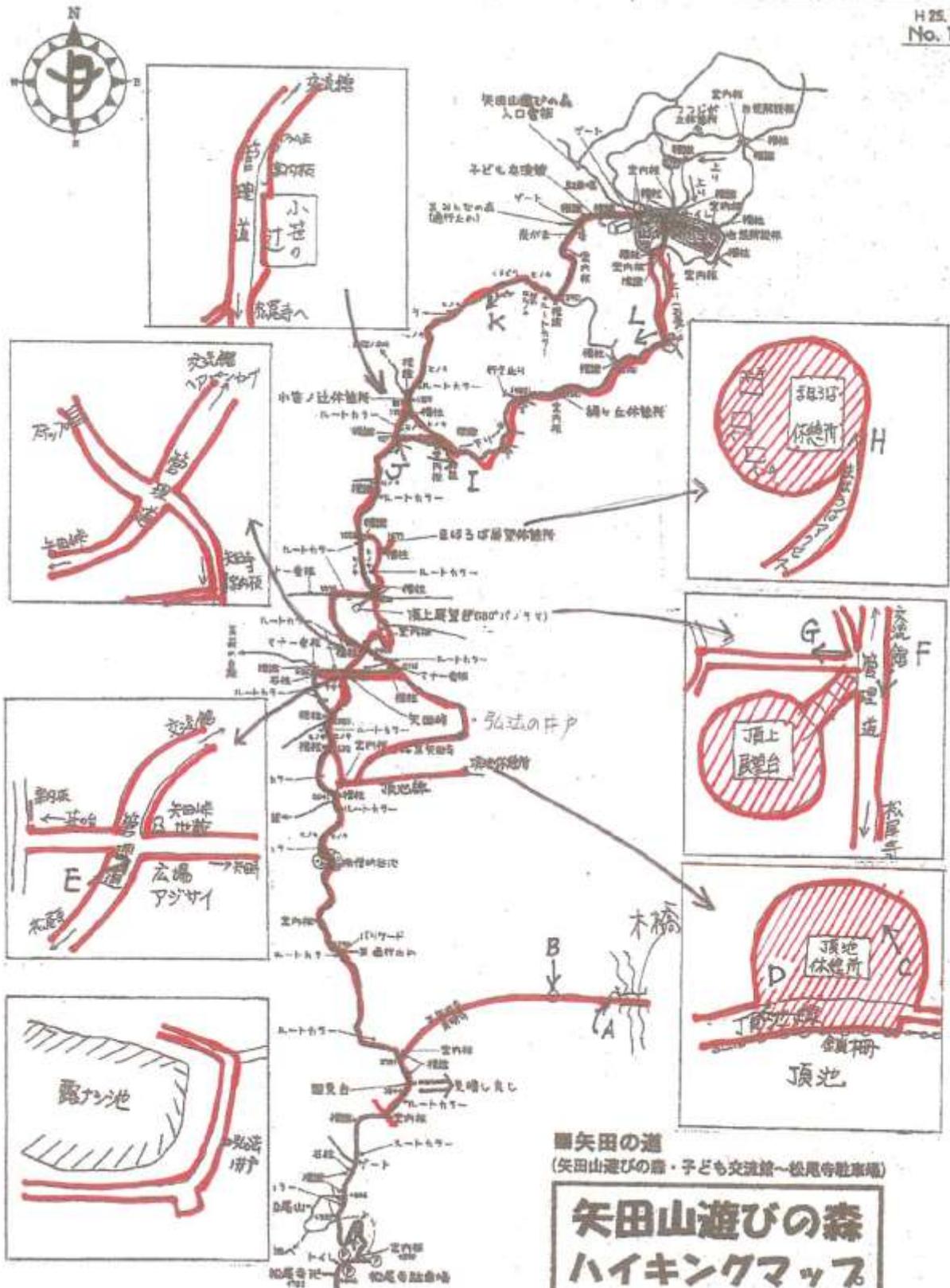
### (7) その他

- ・ 本業務を実施するに当たっては、奈良県矢田山遊びの森管理事務所と綿密な連携を図るものとする。
- ・ 業務で知り得た個人情報については、個人情報保護条例に基づき適正に取扱うこととし、契約書記載の【別紙3】「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- ・ 受注者は、業務の実施に当たり、【別紙4】「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- ・ 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、監督職員と協議の上、解決を図るものとする。

【別紙1】

○園内で活動している団体

NPO法人 森づくり奈良クラブ	間伐、植樹	月3回程度
奈良県森林総合監理士会 NFA恒続林研究部会	間伐、林床整備	月2回程度
竹・とり・クラブ (日本野鳥の会 奈良支部)		月1回程度
近畿大学農学部	動植物の調査	月1回程度
東洋アルミニウム(株)	間伐、草刈りなど	年2回程度
ニッセイの森	植樹	令和7年度より活動。



■矢田の道  
(矢田山遊びの森・子ども交流館～松尾寺駐車場)

**矢田山遊びの森  
ハイキングマップ**

### 【別紙3】

#### 個人情報取扱特記事項

##### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

##### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

##### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

##### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

##### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

##### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

##### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

##### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

##### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

##### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

##### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

## 【別紙4】

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## ○矢田山遊びの森の概要

下記URL ホームページ内に矢田山遊びの森に関する各種情報を掲載しています。

[www.pref.nara.jp/3053.htm](http://www.pref.nara.jp/3053.htm)

## ○矢田山遊びの森子ども交流館の概要

- (1) 位置：奈良県大和郡山市矢田町 2070 番地
- (2) 設置：平成 15 年 3 月 28 日竣工
- (3) 目的：矢田山遊びの森の中核施設として、情報発信、休憩、森林ボランティア活動などフィールド利用者の活動拠点として多目的に利用できる機能を発揮すること。
- (4) 構造：木造平屋建 337.6 m<sup>2</sup>
- (5) 子ども交流館の利用の手引き、利用申込書（以下を参照願います）
  - (利用の手引き)： <https://www.pref.nara.jp/secure/36625/riyounotebiki.pdf>
  - (申込書)： <https://www.pref.nara.jp/secure/36625/yousioki1.pdf>

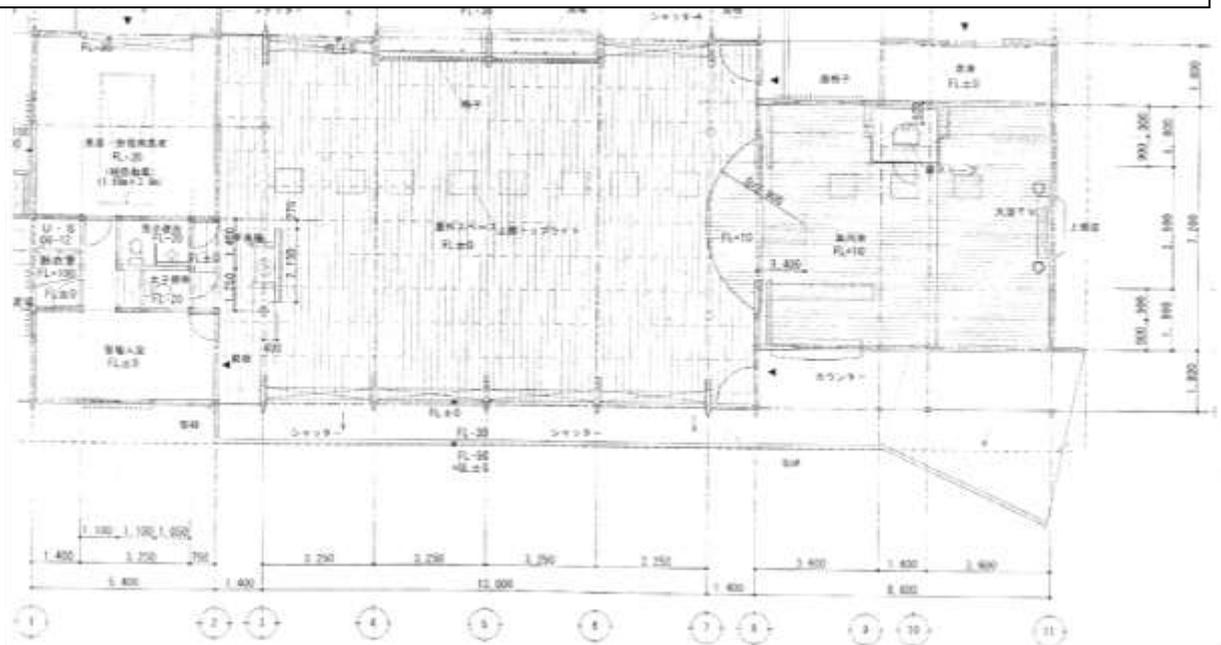
矢田山遊びの森子ども交流館は、下図のとおりとなっています。  
展示物・図書の数については、正確な数量の把握が困難なため、詳細については現地にてご確認ください。

### 【開館時間】

9:00～16:30

### 【休館日】

月曜日（祝日の場合は翌平日）年末年始（12/27～1/5）



\*管理人室＝奈良県矢田山遊びの森管理事務所

